

昭和二十三年法律第二百九号

自転車競技法

目次

第一章 競輪の実施（第一条～第十五条）	第二章 交付金等（第十六条～第二十二条）	第三章 競輪振興法人（第二十三条～第三十七条）
第五章 雜則（第四十九条～第五十五条の四）	第六章 罰則（第五十六条～第六十九条）	附則
第一条 競輪の実施	（競輪の施行）	第二章 競輪の実施
都道府県及び人口、財政等を勘査して総務大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業の指定により市町村を指定するに当たり、その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために、この法律により、自転車競走を行うことができる。	（競輪の施行）	（競輪の実施）
第二 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために、この法律により、自転車競走を行うことができる。	（競輪の実施）	（競輪の実施）
第三 総務大臣は、指定市町村が一年以上引き続きこの法律による自転車競走（以下「競輪」という。）を開催しなかつたときは、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。	（競輪の実施）	（競輪の実施）
第四 総務大臣は、第一項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。	（競輪の実施）	（競輪の実施）
第五 第一項に掲げる者（以下「競輪施行者」といふ。）以外の者は、勝者投票券（以下「車券」という。）その他これに類似するものを発売して、自転車競走を行つてはならない。（届出）	（競輪の実施）	（競輪の実施）
第六 競輪施行者が、競輪を開催しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣に届け出なければならない。（競輪の実施事務の委託）	（競輪の実施）	（競輪の実施）
第七 競輪施行者は、經濟産業省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体	（競輪の実施）	（競輪の実施）

第一条 競輪の用に供する競走場を設置し又は移転しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。（競輪場）	三 前二号に掲げるもののほか、競輪の実施に関する事務（経済産業省令で定めるものを除く。）	一 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務
第二 競輪の用に供する競走場を設置し又は移転しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。（競輪場）	二 車券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条第六項の規定による返還金の交付（以下「車券の発売等」という。）	二 車券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条第六項の規定による返還金の交付（以下「車券の発売等」という。）
第三 競輪場の設置者について相続、合併若しくは分割（当該競輪場を承継せるものに限る。）があり、又は競輪場の譲渡しがあつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該競輪場を承継した法人又は競輪場を譲り受けた者は、当該競輪場の設置者の地位を承継する。	（競輪場）	（競輪場）
第四 前項の規定により競輪場の設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、經濟産業省令で定めるところにより、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。（場外車券売場）	（競輪場）	（競輪場）
第五 車券の発売等の用に供する施設を競輪場外に設置しようとする者は、經濟産業省令で定めることにより、經濟産業大臣の許可を受けなければならない。当該許可を受けて設置された施設を移転しようとするときも、同様とする。	（競輪場）	（競輪場）

第六 競輪の審判員、競輪に出場する選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格は、經濟産業省令で定めるところにより、競輪振興法人（第二十三条第一項に規定する競輪振興法人をいう。）以下この章及び次章において同じ。）に登録されたものでなければならない。（競輪の審判員等の登録）	第七 搶者投票法は、単勝式、複勝式、連勝式及び連勝複式（以下「基本勝者投票法」という。）並びに重勝式（同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝者投票法により勝者となつたものを一組としたものを勝者とする方式をいう。以下同じ。）の五種類とし、勝者投票法の種類（重勝式勝者投票法その他經濟産業省令で定める勝者投票法については、当該勝者投票法ごとに經濟産業省令で定める種別。以下同じ。）ごとの勝者の決定の方法並びに勝者投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方針については、經濟産業省令で定める。（勝者投票法）	四 一日の競走回数（車券）
第七 競輪振興法人は、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、經濟産業省令で定めるところにより、前項の規定による登録を消除することができる。（競輪の開催）	二 競輪振興法人は、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、經濟産業省令で定めるところにより、前項の規定による登録を消除することができる。（競輪の開催）	二 競輪振興法人は、前項の車券一枚分以上を一枚で代表する車券を発売することができる。
第八 条款	三 前二号に掲げる者を除く。当該競輪場の設置者の地位を承継する。	三 第一項の車券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして經濟産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は第一項の車券と、当該電磁的記録に記録された情報の内容は同項の車券に表示された記載とみなす。
第九 条款	四 前項の規定により、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聽かなければならぬ。	四 前項の規定により、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聴かなければならぬ。
第十 条款	五 前項の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる競輪について、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。	五 前項の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる競輪について、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第十一 条款	六 競輪の審判員、競輪に出場する選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格は、經濟産業省令で定めるところにより、競輪振興法人（第二十三条第一項に規定する競輪振興法人をいう。）並びに重勝式（同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝者投票法により勝者となつたものを一組としたものを勝者とする方式をいう。以下同じ。）の五種類とし、勝者投票法の種類（重勝式勝者投票法その他經濟産業省令で定める勝者投票法については、当該勝者投票法ごとに經濟産業省令で定める種別。以下同じ。）ごとの勝者の決定の方法並びに勝者投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方針については、經濟産業省令で定める。（勝者投票法）	四 一日の競走回数（車券）
第十二 条款	七 競輪施行者は、競輪場の設置者が一年以上引き続きその競輪場を競輪の用に供しなかつたときは、第一項の許可に期限又は条件を付することができる。（競輪の開催）	二 競輪振興法人は、前項の車券一枚分以上を一枚で代表する車券を発売することができる。
第十三条	八 競輪場の設置者について相続、合併若しくは分割（当該競輪場を承継せるものに限る。）があり、又は競輪場の譲渡しがあつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該競輪場を承継した法人又は競輪場を譲り受けた者は、当該競輪場の設置者の地位を承継する。	三 第一項の車券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして經濟産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は第一項の車券と、当該電磁的記録に記録された情報の内容は同項の車券に表示された記載とみなす。
第十四条	九 前項の規定により、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聴かなければならぬ。（場外車券売場）	四 前項の規定により、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聴かなければならぬ。

引いたもの。以下同じ)の額に百分の七十以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で競輪施行者が定める率を乗じて得た額に相当する金額(重勝式勝者投票法において次条第一項又は第二項の加算金がある場合には、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。)を、当該勝者に対する各車券に按分して払戻金として交付する。

前項の払戻金の額が、車券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該競走についての投票は、無効とする。一 出走すべき選手がなくなり、又は一人のみとなつたこと。

二 競走が成立しなかつたこと。

三 競走に勝者がなかつたこと。

4 単勝式又は複勝式勝者投票法において、発売した車券に表示された選手が出走しなかつたときは、その選手に対する投票は、無効とする。

5 連勝単式又は連勝複式勝者投票法において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二 一回の開催による車券の売上金の額が別表
第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、
同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

三 一回の開催による車券の売上金の額に応
じ、その額の千分の三以内において経済産業
省令で定める金額に相当する金額
前項の規定による交付金は、競輪の開催ごと
に、その終了した日から三十日を超えない範囲
内において経済産業省令で定める期間内に交付
しなければならない。
(交付金の還付)

4 競輪振興法人は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求をした競輪施行者に對し、当該赤字年度に交付された対象交付金のうち、その請求に係る金額に相当する金額を還付しなければならない。

5 前各項に定めるものほか、対象交付金の還付に關する必要な事項は、經濟産業省令で定めることとする。

第二十二条から第二十一条まで 削除
(収益の使途)

第三章 指定重勝式勝者投票法（重勝式勝者投票法の種別）

第十四条 車券（重勝式勝者投票法に係るものを除く。）を発売した後、当該競走について次の規定である。

第一項 第二項の規定により交付すべき金額を超過する場合は、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第二項 前各項の規定により払戻金を交付する場合においては、その端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第三項 指定重勝式勝者投票法についての勝者の投票の的中者がない場合には、当該勝者投票に係る払戻対象総額は、当該競輪施行者が開催する競輪に係る当該指定重勝式勝者投票法と同一の種別の指定重勝式勝者投票法の勝者の投票についてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

第四項 前条第一項に規定する場合を除く。においては、その競走における払戻対象総額を、当該競走における各車券に按分して払戻金として交付する。

第五項 第一項又は前項の規定により交付すべき金額の算出方法及びその交付については、經濟産業省令で定める。

第六項 勝者投票の的中者がない場合（次条第一項に規定する場合を除く。）においては、その競走についての払戻対象総額を、当該競走における各車券に按分して払戻金として交付する。

第七項 第一項又は前項の規定により交付すべき金額の算出方法及びその交付については、經濟産業省令で定める。

第八項 前各項の規定により払戻金を交付する場合においては、その端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第九項 指定重勝式勝者投票法についての勝者の投票の的中者がない場合には、当該勝者投票に係る払戻対象総額は、当該競輪施行者が開催する競輪に係る当該指定重勝式勝者投票法と同一の種別の指定重勝式勝者投票法の勝者の投票についてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

第十項 指定重勝式勝者投票法に係る競輪を開催した競輪施行者が当該指定重勝式勝者投票法の実施を停止する場合における前二項の加算金の処分については、經濟産業省令で定める。

（投票の無効）

二 異なる連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあつては、発売した車券を表示された選手のうち連勝式番号を同じくする選手のすべてが走しなかつたこと。

二 同一の連勝式番号をつけられた選手を組とした場合にあつては、発売した車券を表示された選手のすべてが走せず、又はそのうちいずれか一人のみが走したこと。

重勝式勝者投票法に係る基本勝者投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の車券を表示された選手（連勝単式又は連勝複式勝者投票法を基本勝者投票法とする場合にあつては、その車券を表示された組）を除く他の車券に表示する重勝式勝者投票法の投票は、無効とする。

5 入場者以外の者に對し発売した車券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由により、入場者に對し発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、無効とする。

6 前各項の場合においては、当該車券を所有する者は、競輪施行者に對し、その車券と引換するにその券面金額の返還を請求することができないときは、時効によつて消滅する。

（払戻金及び返還金の債権の時効）

第十五条 第十二条の規定による払戻金及び前条第六項の規定による返還金の債権は、これらを行使することができる時から六十日間行使しないときは、時効によつて消滅する。

第二章 交付金等

第十六条 競輪振興法人への交付金

第一回の開催による車券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

第十七条 競輪施行者は、競輪を開催した年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日まで）をいう。以下この項において同じ。）が、当該年度の競輪の事業の収入の額として経済産業省令で定める方法により算定される額（以下この項において「競輪事業収入額」という。）が当該年度の競輪の事業の支出の額として経済産業省令で定める方法により算定される額（以下この項において「競輪事業支出額」という。）を下回る年度（以下この条において「赤字年度」という。）であつた場合には、競輪振興法人に対して、当該赤字年度中に前条第一項の規定により交付した同項第一号又は第二号の規定による交付金（同条第二項に規定する期間内に交付しなかつたものによる交付金）と、当該赤字年度中に前条第一項の規定により当該期間内に交付しなかつたもののを除く。）を除く。以下この条において「対象交付金」という。）の総額のうち、当該赤字年度の競輪事業支出額から当該赤字年度の競輪事業収入額を控除して得た額（その額が当該赤字年度における対象交付金の総額を超える場合は、当該対象交付金の総額とする。次項において「赤字額」という。）に相当する金額の還付を、当該赤字年度の翌年度に請求することができる。

前項の認定を受けた競輪施行者が、第一項の規定により対象交付金の還付を請求しようとするときは、経済産業省令で定めるところによるとおり、その還付を受けようとする金額その他の経済産業省令で定める事項を記載した還付請求書を競輪振興法人に提出しなければならない。

をもつて、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

(第三章 競輪振興法人)

(指定等)

第二十三条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「競輪関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定することができる。

一 競輪関係業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、競輪関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 競輪関係業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて競輪関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第三十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 破産者で復権を得ない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受

第十四条 車券（重勝式勝者投票法に係るもの）を発売した後、当該競走について次の規定による。
（投票の無効）
前項の場合において、当該払戻金の最高限度額を超える部分の金額の総額は、当該指定重勝式勝者投票法と同一の種別の指定重勝式勝者投票法の勝者投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。
指定重勝式勝者投票法に係る競輪を開催した競輪施行者が当該指定重勝式勝者投票法の実施を停止する場合における前二項の加算金の処分については、経済産業省令で定める。

(払戻金及び返還金の債権の時効)
第十五條 第十二条の規定による払戻金及び前条第六項の規定による返還金の債権は、これらを行使することができる時から六十日間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(競輪振興法人への交付金等)
第二章 交付金等

第十六条 競輪施行者は、次に掲げる金額を競輪振興法人に交付しなければならない。
第一回の開催による車券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

ことができる。
2 前項の場合において、対象交付金の還付を請求しようとする競輪施行者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該還付の認定を受けなければならぬ。
3 前項の認定を受けた競輪施行者が、第一項の規定により対象交付金の還付を請求しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その還付を受けようとする金額その他経済産業省令で定める事項を記載した還付請求書を競輪振興法人に提出しなければならない。

消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。
五 役員のうちに次のいずれかに該当する者が
ないこと。
イ 破産者で復権を得ない者
ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなく
なった日から三年を経過しない者
ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受

請により、競技実施法人として指定することができる。

一 競技実施業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、競技実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 競技実施業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて競技実施業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第四十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者が口この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなりたる日から三年を経過しない者

六 競技実施業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

八 競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

九 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施業務規程が競技実施業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競技実施業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

十 競技実施法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競技実施業務規程を公表しなければならない。

十一 競技実施法人は、第一項の認可を受けたときは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

十二 競技実施法人は、前項の規定による届出があつたときは、當該届出に係る事項を公示しなければならない。

十三 競技実施法人は、前項の規定による更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

十四 前条第一項の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受ける。前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。(業務)

第十四条 競技実施法人は、競輪施行者から委託を受けて次の業務を行うものとする。

一 第三条第一号に掲げる事務を行ふこと。

二 車券の発売等を行うこと。

三 競輪の開催につき宣伝を行うこと。

四 入場者の整理その他競輪場内の整理を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

(競技実施業務規程)

第四十一条 競技実施法人は、競技実施業務を行うときは、その開始前に、競技実施業務の実施方法その他の經濟産業省令で定める事項について競技実施業務規程を定め、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 競輪の開催につき宣伝を行ふこと。

三 競輪の開催につき宣伝を行ふこと。

四 入場者の整理その他競輪場内の整理を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

(競技実施業務規程)

第四十二条 競技実施法人の役員の選任及び解任は、經濟産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 競技実施法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び处分を含む)若しくは第四十一条第一項の認可を受けた競技実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競技実施業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、經濟産業大臣は、競技実施法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

三 競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

四 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、その設置者に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

五 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

六 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

七 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

八 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

九 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十一 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十二 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十三 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十四 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

きは、經濟産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

第四十四条 競技実施法人は、經濟産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、競技実施業務に関し經濟産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。(帳簿の記載)

第四十五条 競技実施業務に従事する競技実施法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(役員及び職員の公務員たる地位)

第四十六条 競技実施法人の役員の選任及び解任は、經濟産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 競技実施法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び处分を含む)若しくは第四十一条第一項の認可を受けた競技実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競技実施業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、經濟産業大臣は、競技実施法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

三 競輪場若しくは場外車券売場の設置者は、その競輪場の位置、構造及び設備を、第四条第四項の經濟産業省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

四 場外車券売場の設置者は、その場外車券売場の位置、構造及び設備を、第五条第二項の經濟産業省令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。

五 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

六 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

七 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

八 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

九 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十一 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十二 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十三 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十四 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十五 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十六 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

十七 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第五章 雜則

(場内の秩序の維持等)

第四十九条 競輪施行者は、競輪場内の秩序(場外車券売場における秩序を、第四条第五項ただし書の規定により道路を利用して競輪を行う場合にあつては、場外車券売場を設置している場合にあつては、道路その他競輪の実施に連絡する場所における秩序を含む。以下同じ。)を維持し、かつ、競輪の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、競輪に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければならない。

第五十条 競輪施行者は、競輪場内の秩序に協力しなければならない。

第五十一条 競輪場の設置者は、その競輪場の位置、構造及び設備を、第四条第四項の經濟産業省令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。

第五十二条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者は、その場外車券売場の位置、構造及び設備を、第五条第二項の經濟産業省令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。

第五十三条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第五十四条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第五十五条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第五十六条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第五十七条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第五十八条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第五十九条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第六十条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第六十一条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第六十二条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第六十三条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第六十四条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第六十五条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第六十六条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

第六十七条 競輪場若しくは場外車券売場の設置者に従事する競技実施法人に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の必要な命令をすることができる。

は制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による処分をしようとする場合には、当該処分に係る競輪施行者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えるべきである。ただし、緊急の必要により当該処分をしようとするときは、この限りでない。(競輪場又は場外車券売場の設置の許可の取消し)

第五十二条 経済産業大臣は、競輪場又は場外車券売場の設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、第四条第一項又は第五条第一項の許可を取り消すことができる。(報告及び検査)

第五十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令で定めるところにより、競輪施行者、競輪振興法人、競技実施法人若しくは競輪場若しくは場外車券売場の設置者に対し、競輪の開催及び終了並びに会計その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外車券売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(勝者投票類似の行為の特例)

第五十四条 競輪施行者の職員は、競輪に関する、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の許可を受けて、勝者投票類似の行為をすることができる。

2 経済産業大臣は、第五十六条(第一号に係る部分に限る)の規定に違反する行為に關する情報収集するために必要があると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

(選手の福利厚生に関する助言又は勧告)
第五十五条 経済産業大臣は、選手の福利厚生の増進を図り、競輪の公正及び安全の確保に資するため、競輪施行者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(関係者の責務)

第五十五条の二 競輪施行者は、競輪振興法人、実施に関する相互の連携の促進その他の競輪の活性化に資する方策について検討し、その結果に基づき、必要な方策を実施するよう努めなければならない。(経済産業大臣の助言)

第五十五条の三 経済産業大臣は、前条に規定する競輪の活性化に資する方策の検討及び実施に関する競輪の活性化に資する方策の検討及び実施に関し、必要な助言をすることができる。(権限の委任)

第五十五条の四 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(第六章 責任)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第五十七条の規定に違反した者)

第一項第五項の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第六十条の規定に違反した者)

二 競輪に関して、勝者投票類似の行為をさせることは、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第五十七条の規定に違反した者)

一 第十条各号のいずれかに該当する者であつて当該各号に掲げる競輪に関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの

(第五十八条の規定に違反した者)

二 業として車券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から車券の購入の委託を受けた者は、

(第六十条の規定に違反した者)

三 第十条第三号に該当する者であつて同号に掲げる競輪以外の競輪に関し第五十六条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第五十六条各号に掲げる者以外の者であつて第五十六

(第六十七条の規定による業務の停止)

一 第十条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(第六十八条の規定による業務の停止)

二 第五十六条第一号の違反行為の相手方となつた者

(第六十九条の規定による業務の停止)

三 第十条第三号に該当する者であつて同号に掲げる競輪以外の競輪に関し第五十六条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第五十六条各号に掲げる者以外の者であつて第五十六

(第六十七条の規定による業務の停止)

一 第二十八条の許可を受けないで、競輪関係業務の全部を廃止した者は、

(第六十八条の規定による業務の停止)

二 第三十二条又は第四十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者は、

第六十条 競輪の選手が、その競走に関する賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

第六十一条 競輪の選手になろうとする者が、その行うべき競走に関して請託を受けて賄賂を收取し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、競輪の選手となつた場合において、二年以下の拘禁刑に処する。

第六十二条 前二条の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十三条 第六十条又は第六十一条に規定する賄賂に処し、又はその申込み若しくは約束をされた者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十四条 第六十条又は第六十一条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をされた者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第六十五条 競輪においてその公正を害すべき方違法による競走を共謀した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第二十九条の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第四十八条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の許可を受けないで、競輪関係業務の全部を廃止した者は、

二 第三十二条又は第四十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者は、

三 第四十三条の規定による届出をせず、又は

四 第五十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条から第五十九条まで及び前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 则

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

(特定活性化事業を行つた競輪施行者に対する還付)
第二条 競輪振興法人は、競輪施行者が、平成十九年度から平成二十三年度までの各年度において、その前年度に行つた事業が特定活性化事業(競輪場の改修その他競輪の事業の活性化に必要な事業として経済産業省令で定める事業)をいふ。以下同じ。)に該当する旨の経済産業大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた年度における当該競輪施行者の申請により、当該競輪施行者が当該特定活性化事業を行つた年度に交付した第六十条第一項第一号又は第二号の規定による交付金(以下「特定交付金」という。)のうち、当該特定活性化事業に要した費用として経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認定を受けた額(その額が特定交付金の合計額の三分の一)に相当する金額を、当該競輪施行者に還付しなければならない。

第三条 前項の還付に關する手続は、経済産業省令で定める。

附 则 (昭和二十四年六月二十四日法律第二百一十七条)
この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (昭和二七年六月三〇日法律第二百一〇号)
この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (昭和二十五年五月三〇日法律第二百一〇号)
この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

四 この法律施行の際現に自転車競技法第五条の規定により登録されている自転車競走場は、改

第十一条 この法律の施行の際現に改正前後の第五条の規定により自転車振興会連合会に登録されている競輪の審判員、競輪に出場する選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格は、それぞれ改正後の同条の規定により日本自転車振興会に登録されたものとみなす。

第十四条 日本自転車振興会が附則第八条の規定により承継した自転車振興会連合会又は全国小

2 第七条の規定により日本自転車振興会の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職権で、自転車振興会連合会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

会の成立の時において解散し、前条に規定する財産を除くその一切の権利及び義務は、その時において日本自転車振興會が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

(日本自転車振興会の設立) 及び第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和三年六月一日法律第
六八号）抄

六二号)抄
1 この法律は、自治体設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。
4 この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会

7
正後の自転車競技法第三条第一項の許可を受け
て設置されたものとみなす。
この法律施行の際現に改正前の自転車競技法
第十一條第二項の規定により設置されている自
転車振興会連合会は、改正後の自転車競技法第
十一條第二項の規定により設置されたものとみ
なす。

第四条 改正後の自転車競技法第十三条规定する自転車競技会又は改正後の小型自動車競走法第二十条に規定する小型自動車競走会の設立のため必要な手続は、この法律の施行の日よりも前に行なうことができる。

第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四一年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)
この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

四号　抄
(施行期日)
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条第一項から第十四項まで、第三条、第四条、第十七条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

る处分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治府長官又は国家消防本部に対してもした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してもした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

施行する。
(経過規定)

型自動車競走会連合会の旧自転車競技法等の臨時特例に関する法律第二条第一項の業務に係る財産は、第十二条の十七に規定する交付金となして、同条の規定を適用する。

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
第二条 （諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合

(施行期日) 九号抄
附 則 (平成五年一月一二日法律第八)
請等の行為とみなす。
法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申
法律の適用については、改正後のそれぞれの法
措置に関する規定に定めるものを除き、この法
則の法律(これに基づく命令を含む。)の經過

第六条 この法律は、公布の日から施行する。
(その他の处分、申請等に係る経過措置)
この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされる許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ

定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和五八年二月二日法律第七号）
この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

く。) から適用する。
附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)
(施行期日)

改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るものを除く

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日迄ある事業年度に係る当該去律

(政令への委任)
第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第十四条 この法律の施行前に聽聞會（不利益処分に係るもの）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の關係法律の相当規定により行われたものとみなす。

合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関する事項は、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（政令の委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十条 政府は、第二条の規定による改正後の自動車競技法第二十三条第一項に規定する競輪場の運営に関する事務を、専門の機関に委託するための制度を検討する。

第二条の規定による改正前の自転車競技
法第五条第一項の規定により日本自転車振興会
に登録されている競輪の審判員、競輪に出場す
る選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び
規格は、それぞれ第二条の規定による改正後の
同法第六条第一項の規定により競輪振興法人に
登録されたものとみなす。

たものとみなされた附則第四条第一項の規定により組織変更をした財團法人に係る第二条の規定による改正後の同法第四十一条第一項に規定する競技実施業務規程については、当該同法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から三月以内に、その認可の申請をしなければならない。

附則第四条第一項の規定により組織変更した財團法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から前項の申請に基づく認可に関する处分があるのであれば、従前の業務の方法で

第七条 附則第四条第一項の規定により組織変更をした財團法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日に第二条の規定による改正後の自転車競技法第三十八条第一項の指定を受けたものとみなす。

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前日までに第二条の規定による改正前の自

競技実施法人並びに第四条の規定による改正後
の小型自動車競走法第二十七条第一項に規定す
る小型自動車競走振興法人及び同法第四十二条
第一項に規定する競走実施法人の組織及び機能
について検討を加え、必要があると認めるとき

臣の同意が得られている交付金又はその協議の
申出がされている交付金（以下この條から附則

第十九条 (政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十八条 この法律（附則第
一条各号に掲げる規
定については、当該各規定。以下同じ。）の施
行前にした行為及びこの附則の規定によりなお
従前の例によることとされる場合におけるこの
法律の施行後にした行為の罰則の適用に
ついては、専ら本章に從う。

第二条の規定による改正前の自転車競技
法第五条第一項の規定により日本自転車振興会
に登録されている競輪の審判員、競輪に出場す
る選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び
規格は、それぞれ第二条の規定による改正後の
同法第六条第一項の規定により競輪振興法人に
登録されたものとみなす。

たものとみなされた附則第四条第一項の規定により組織変更をした財團法人に係る第二条の規定による改正後の同法第四十一条第一項に規定する競技実施業務規程については、当該同法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から三月以内に、その認可の申請をしなければならない。

附則第四条第一項の規定により組織変更した財團法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるのであれば、従前の業務の方法で

第七条 附則第四条第一項の規定により組織変更をした財團法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日に第二条の規定による改正後の自転車競技法第三十八条第一項の指定を受けたものとみなす。

振興法人及び同法第三十八条第一項に規定する競技実施法人並びに第四条の規定による改正後

第一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
ものを除く。）については、旧自転車競技法第十七条から第二十一条までの規定は、なおそる効力を有する。

る」とあるのは、「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十一号)附則第四条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める」とする。

2 めるところにより、その交付金確定日の属する年度が翌年度以降である延長対象交付金の全てをそれぞれ自動車競技法第十六条第二項に規定する期間内に交付する旨を経済産業大臣に届け出た場合 当該届出に係る延長対象交付金 前項第一号に定める延長対象交付金（その交付金確定日が平成二十四年度中にあるものに限る）に対する前条第一項の規定により適用される新自動車競技法第十七条第一項の規定の適用につき、同法第十二条第一項に規定する

競輪施行者が、平成二十四年度中に、経済産業省令で定めるところにより、その交付金確定日が同年度中である延長対象交付金の全てを経済産業省令で定める期間内に交付しつつ、その交付金確定日の属する年度が平成二十五年度以降である延長対象交付金の全てをそれぞれ自転車競技法第十六条第二項に規定する期間内に交付する旨を経済産業大臣に届け出た場合 当該届出に係る延長対象交付金 競輪施行者（前号の規定による届出をした競輪施行者を除く。）が、各自直営省令で定

と同一の年度において自転車競技法第十六条第一項の規定により交付した延長対象交付金以外の交付金をいう。

第四条 次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める延長対象交付金は、延長対象交付金等以外の交付金とみなして、前条の規定を適用する。

第五条までにおいて「延長対象交付金」とい
う。) 及び延長対象交付金に係る交付金確定日

るに付いて、(1) 改正前の法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項にお

(处分、申請等に関する経過措置)
第十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次

二　第三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の改正規定を除く。）及び第十四条（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに付則第四条の規定（以下「本法」）は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条、第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く) 及び第十三条の規定並びに附則第十一條から第十三條まで、第十六条及

(罰則)に関する経過措置)

第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十〇年六月二七日法律第六
大号少)

附 則（平成三十一年六月二十日法律第五
九号）抄
（施行期日）

いて「処分等の行為」という。) 又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出その他の手続をしないければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十三条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号抄)

(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
別表第一(第十六条関係)

三億六千円の額の千分の九百七十六が三億六千万円	売上金競輪振興法人に交付すべき金額
三億六千円の額の千分の六。ただし、売上金	の額

別表第二(第十六条関係)	未満		満	
	四億円未満	四億円以上	六億円未満	六億円以上
売上金の額の千分の九百六十が十一億五千六百の額の千分の九百六十が十一億五千六百の千分の二百五	八十万円未満となるときは、当該売上金の額と十一億五千六百八十万円との差額の千分の二百五十	八十万円未満となるときは、当該売上金の額と三億円との差額の千分の十四	三億円以上	十億円未満
競輪振興法人に交付すべき金額	一百四十万円に、当該売上金の額と四億円未満の額と十一億五千六百八十万円との差額の千分の七を加算した	一百四十万円に、当該売上金の額と三億円との差額の千分の八を加算した	十五億円未満	十五億円以上
金額	六百十円に、当該売上金の額と十億円との差額の千分の九を加算した	六百十円に、当該売上金の額と十億円との差額の千分の八を加算した	十五億円未満	十五億円以上
金額	五百六十円に、当該売上金の額と十億円との差額の千分の十を加算した	五百六十円に、当該売上金の額と十億円との差額の千分の九を加算した	十五億円未満	十五億円以上